

第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る実態調査等 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」を策定するにあたり、地域の特性に応じた施策検討及び給付費見込み等を行うため、その基礎となる実態調査及び当該調査の集計並びに分析を実施するものである。

なお、第9期の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とする。

(2) 業務名

第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務

(3) 業務場所

西尾市寄住町下田2番地 西尾市役所長寿課

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託の内容

「第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託費の限度額

6,244千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 委託費の支払条件

業務完了後、一括払い

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容を勘案し委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

3 審査基準及び審査方法

公募型プロポーザル方式による選定とする。

西尾市が選任する者をもって企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。なお、応募多数の場合は、事務局員による第一次審査を行う場合がある。

また、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けないものとする。

4 スケジュール（予定）

募集要領等公開日	令和4年 6月15日（水）
質問書提出締切	令和4年 6月22日（水）
質問への回答	令和4年 6月27日（月）
企画提案書等提出締切	令和4年 7月 5日（火）
参加資格確認通知	令和4年 7月 7日（木）
プレゼンテーション※	令和4年 7月15日（金）
審査結果通知	令和4年 7月19日（火）

※新型コロナウイルス感染症の状況により、プレゼンテーションを中止する場合がある。

※企画提案書等提出書類のみの審査を想定し、補足事項が無いよう企画提案書等を作成すること。

5 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）を置く者
- (2) 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）に搭載され、大分類「03. 役務の提供等」中分類「07. 調査委託」小分類「14. 福祉関係調査」の営業種目分類に該当する者（参加資格申請書提出日までに搭載され、該当する者）
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (4) 西尾市の入札参加指名停止等の措置を受けていない者
- (5) 本店及び西尾市に所在する営業所等が税を滞納していない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (7) 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者

6 質問事項の受付、回答

(1) 質問内容

実施要領に関する説明会は開催しない。ただし、質問を受け、回答する。

質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

ア 提出方法

- ・質疑がある場合は、令和 4 年 6 月 15 日（水）から 22 日（水）までに電子メールにて問い合わせること。
- ・電子メールのタイトルは「第 9 期計画実態調査等業務に関する質問(会社名)」とし、質問書を添付すること。

イ 提出先

西尾市健康福祉部長寿課 給付担当

choju@city.nishio.lg.jp

ウ 回答

令和 4 年 6 月 27 日（月）までに西尾市ホームページにて一括回答する。

エ その他

- ・質問は 1 社につき 1 回までとする。
- ・質問書を送付した場合は、必ずその旨を提出先に電話連絡し、送受の確認をすること。質問書が期間内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

7 提出書類について

(1) 様式及び提出書類等

ア 参加資格申請書(様式第 1 号)

イ 企画提案書(様式第 5 号) (5)「企画提案書 作成要領」に従い、作成すること

ウ 見積書（見積額は消費税及び地方消費税を含んだ総額を記載すること。）

エ 見積内訳書

オ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画受託一覧

カ 納税証明書

(2) 提出期限 令和 4 年 7 月 5 日（火）午後 5 時まで

午前 9 時から午後 5 時までの受付時間中（土・日は除く。）に提出書類を西尾市長寿課に持参又は

郵送にて提出（必着）すること。（郵送の場合は、書留郵便に限る。）

(3) 提出部数

ア 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

イ 企画提案書を除く提出資料 各1部

(4) 提出先

〒445-8501 西尾市寄住町下田2番地

西尾市健康福祉部長寿課 給付担当（本庁舎1F）

(5) 企画提案書 作成要領

ア 企画提案書の体裁

(ア) 企画提案書を必ず添付すること。

(イ) 日本産業規格A4縦型長辺綴じで、両面印刷にて作成すること（A3判をA4判サイズに折り畳み挿入することは可）

(ウ) 書式、ページ数については、特に定めのないものとする。

(エ) モノクロ・カラー印刷は問わないが、見やすさに配慮すること。

(オ) 提案書類は、左側2点型綴じで、ファイル等に綴り、項目ごとにインデックスをつけるものとする。

イ 記載内容

(ア) 会社概要（※基本情報、事業概要、沿革）

(イ) 本業務の担当部署、担当者の人数、職種、チーム構成等

(ウ) 担当予定者の資格・経験・実績（実績については過去3年間の業務）

(エ) アンケート調査の方法、回収率向上についての提案

(オ) 令和4年度のスケジュール

(カ) 西尾市の特性を踏まえた令和5年度の計画策定に対する提案

8 委託先の選定等

(1) 選定方法

提出された企画提案書等のみを使用したプレゼンテーションにより審査を行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によってはプレゼンテーションを中止し、企画提案書等提出書類による審査で選定するものとする。

なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査方法

西尾市が選任する者をもって企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

なお、応募多数の場合は事務局員による第一次審査を行う場合がある。

参加資格確認通知発送日 令和4年7月7日（木）

(3) プレゼンテーション開催日（予定）

令和4年7月15日（金）午後

※プレゼンテーションの時間は、電子メールにて個別に通知する。

(4) 会場

西尾市役所2階22会議室（提案者控室：市役所1階15相談室）

(5) 説明者

説明を行う者は、本業務を実際に行う予定である担当者を含むものとする（参加人数は3名以内とする。）。

(6) 説明時間

1提案者30分とし、概要等説明20分、質疑応答10分とする。

(7) 主な審査基準

「第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務企画選定評価基準表」のとおり

(8) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。なお、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けない。

9 契約の締結

上記8により選定された者を第一候補者として交渉を行い、契約を締結する。契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。なお、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順次交渉を行う。

10 その他

- (1) 選定された受託者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (2) 企画提案書等の作成、郵送等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、本業務以外の目的には使用しない。
- (5) 本要領に示した書類のほか、西尾市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (6) 会場の都合上、パワーポイント等は使用できないため、プレゼンテーションは紙媒体を用いて行うこと。

11 問合せ

西尾市健康福祉部長寿課給付担当
〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地
電話：0563-65-2119
FAX：0563-64-0995
E-mail：choju@city.nishio.lg.jp